

## 奈良構想区域医療構想調整会議御中

お 原 貞 じ ゃ

令和 2 年 6 月 30 日

〒 630-8213 奈良市登大路町 5 番地 修徳ビル 1 階

登 大 路 総 合 法 律 事 務 所

(TEL0742-23-8710 FAX0742-23-8699)

弁護士 田 中 啓 義



拝啓 当職は、医療法人社団湧水方円会（以下「破産法人」といいます）の破産管財人として、貴会に対して、次の通り、お願い申し上げるものです。

さて、当職の破産管財業務において、破産法人の経営する稻田病院の患者様情報の保管、診療録開示請求に対する継続的な対応が、極めて重要な懸案事項となっていました。

この点について、当職は、医療法人応篤会様に協力頂き、患者様情報の保管と患者様対応を継続して頂くこととなり、過日、それと併せて、破産法人の有形無形の資産を、医療法人応篤会様に承継頂く旨の、「事業譲渡契約」を締結致しました。そして、当職の破産管財業務を監督する機関である奈良地方裁判所からは、既に、かかる「事業譲渡契約」に関する許可が得られております。

裁判所においては、この「事業譲渡契約」が、稻田病院の患者様の権利擁護として、極めて適切であると判断されたものでした。

そして、上記「事業譲渡契約」の内容には、稻田病院の開設者の変更についても、奈良県の許可を得た上で、医療法人応篤会様が取得する旨の内容が含まれているものです。

本日、当職は、他用により、会合に出席が適いませんが、何卒、前向きに宜しくお願い致します。

敬具